

## 協友アグリ(株)の人権方針

### 第1条 (本方針の位置づけ)

当社は、世界人権宣言、国際労働機関 (ILO) の「労働の基本原則および権利に関する宣言、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」等を支持し、当社役職員の行動規範となる「協友アグリ企業行動基本方針」のもとに、本方針を位置づけます。

### 第2条 (適用範囲)

本方針は当社および子会社の全役職員に適用されます。また、当社のサプライヤーにも本方針に基づいて人権尊重の取組みを推進するよう努めます。

### 第3条 (法令遵守)

当社は事業を行う各国・各地域の法令を遵守します。

### 第4条 (人権デューデリジェンスの継続実施)

当社は「ビジネスと人権に関する指導原則」にしたがって、継続的に人権デューデリジェンスを行い、人権への負の影響を防止します。

### 第5条 (救済)

当社は、各部門ごとにコンプライアンス責任者を配置するとともに、スピークアップ制度により役職員が常に相談できる体制を整備しています。また、サプライヤーの皆様には当社ホームページや電話受付により、相談・苦情に適切に対応します。

### 第6条 (役職員の教育)

本方針の実効性を確保するため、本方針を役職員に周知徹底するとともに、継続的に役職員に対する人権教育に努めます。

### 第7条 (本方針にかかるガバナンス体制)

本方針は、当社取締役会の承認により、制定・変更等を行うものとします。

以上